

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立上条保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 6年 5月 10日(契約日)～ 令和 7年 3月 25日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成 29年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【地域に守られた自然豊かな保育所】

周りには、豊かな自然環境があり四季折々の季節を感じられる保育所である。どんぐりや松ぼっくり、紅葉した葉を拾い、製作活動を楽しんでいる。地域の自治振興会や社会福祉協議会、長寿会連合会、ふるさとづくり推進協議会等との連携が適切に行われ、各団体主催の行事に子どもたちの作品を展示したり、遊戯等を披露したりする等、積極的に参加し地域の活性化に貢献している。また、地域のボランティアによる剣道教室、花壇づくり、無農薬の土づくりから収穫までの畑作り、シニア保育サポーターによる保育環境の整備等を通して、子どもたちに豊かな社会体験を提供しながら、保育の質の向上につなげている。

【保育のねらいや育てたい姿を明確にした保育実践】

2018年4月に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で、1歳児から小学校入学前の6歳児までに育てたい姿として、生きる力の基礎を養うため、育みたい資質・能力としての3つの柱(①知識及び技能の基礎②思考力や判断力、表現力等の基礎③学びに向かう力、人間性等)と『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』(健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現)が明示されている。この3つの柱と10の姿を意識しながら保育を実践し、子どもが10の姿のどの項目に当たるのか、どのような育てたい姿(ねらい)がみられたのか等、職員間で話し合い、共通理解を深めながら、ねらいや育てたい姿を明確にした保育に取り組んでいる。保護者には、活動や遊び、日常生活の一コマを写真で撮り「どんなことが育ったかな？」と題し、10の姿の中で育ったと思われる姿に○をつけ、ミニだよりとして玄関に掲示したり、地区センターに設置したりして知らせている。同時に毎月、保育のねらいを玄関に掲示しており、子どもの育ちや保育の教育的意義、養護の意義に対する保護者からの関心を寄せる取組を積極的に進めている。

◇ 改善を求められる点

【中・長期計画における数値目標の設定】

中・長期計画の見直し時期に、実施状況の評価を行えるように数値目標を設定し、保育所が達成すべき成果を具体的に表すことが望ましい。計画における達成度を数値化することで実施状況が明確になり、簡潔に表現することで共通理解につながる。職員全体で達成度の数値指標を共有し、その一体感で目標達成に向け次年度へのモチベーションが上がることに期待したい。

【アセスメント手法の手順と様式の確立】

保護者の意向を確認する書面が作成され、年1回の書面での意向調査や、個人懇談会、連絡帳等から得られる情報により意向を把握している。保護者の意向は確認しているが、意向に対する子どもの状況や育ちを保護者に伝える取組がされていない。今後は、保護者の意向に関する取組状況や子どもの育ちを保護者に伝え、同意を得ながら、子どもや保護者の意向、生活状況の変化等を定期的に確認する体制を構築することが望ましい。アセスメント手法の手順と様式を定め、子ども一人ひとりの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、子どもと保護者における保育実施上のニーズを明らかにするためのアセスメント手法の確立を期待したい。

【子どもの安心安全な生活を守るための災害に向けての取組】

火災、地震、豪雨、大雪等を想定した避難訓練に向けて、地区センターを中心に地域の近隣住民や各団体との連携など、体制の見直しが求められている。また、職員数の少ない早朝保育、長時間保育、土曜保育時等を想定した対応体制の取組も課題となっている。今後、災害発生時の初動の対応や出勤基準などを示した行動基準も作成し、様々な災害の発生時に対応できるよう、子どもの安全確保のための取組を積極的に行うことを期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成29年度の前回に引き続き、地域との繋がりの深さや自然の豊かさを生かした保育を評価していただき、ありがとうございます。第三者評価受審にあたり、職員全員で日々の保育について、自己評価や人権擁護のチェックリスト、富山市保育のガイドライン・チェックリストを使い、評価の低かったことについて話し合いを重ねてきました。また、自園研修では、年長児が考えた「わくわく・のびのび・笑顔いっぱい保育所」をテーマに保育士の援助や関わり、環境構成について考えました。会計年度任用職員も含めて全職員が意見を出し合いながら行ったことは、大きな学びとなりました。チーム力も向上し、より良い保育を目指していく原動力となっています。

高く評価していただいたことについては継続するとともに、アドバイスをいただいた中長期計画の数値目標の設定やアセスメントの確立、災害に向けての取組について、計画を立てて改善していきたいと思っております。また、次年度にも繋げていけるよう具体化し、より一層保護者や地域のニーズに応えることができる保育所運営を目指していきます。

最後にご尽力いただいた評価機関の皆様、お忙しい中利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育方針は、重要事項説明書、保育所パンフレットに記載されている。重要事項説明書は、富山市ホームページ、子ども・子育て支援情報公表システムに掲載している。保育方針に基づいて職員間で検討し、話し合い、確認をしている。保育理念・保育方針・保育目標は、目につきやすい玄関壁面に掲示し、同時に、保護者に重要事項説明書や単年度計画を配布し周知に努めている。さらに保護者にアンケートをとり、保育理念や保育方針の周知状況を把握し十分な周知に努めている。保育理念や保育方針は、保護者会総会や入所説明会で重要事項説明書を基に説明し、周知を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するための『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、その中に分析及び取組、方策が示されている。全国保育士会や全国保育協議会発刊の保育情報誌等で、社会福祉事業全体の動向の把握に努めている。毎年『保育所要覧』を作成し、入所児童の校区内外の利用状況や家族状況の把握をしている。また、地域の各種団体の総会に出席し、資料等から地域の動向や内容の把握に努めている。さらに、地域の協力体制が強固な保育所であることから、様々な団体との交流を踏まえ、地域のニーズを引き出す取組に期待したい。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

公営のため、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に必要な予算及び人員配置が行われている。保育内容や職員体制、環境や設備の整備、人材育成の問題点について現状を把握し、会議で話し合い、改善に向けて取り組んでいる。所長は、職員の超過勤務状況を把握し、業務の見直しや効率化を図っている。環境整備、人員配置等の経営課題については、富山市担当課に相談している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「上条保育所 中長期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定している。年度末に実施状況を振り返り、反省を基に見直し、次年度につなげている。「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目の視点や施策を明記し職員に配付、回覧し周知している。今年度は、中長期事業計画の評価・課題から引き続き継続すること等を具体的に記録している。中長期事業計画策定において見直した文章等が理解できるように、日付等の記録や計画の達成度を数値化して示す等の工夫が望ましい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「上条保育所 中長期事業計画」に基づき「令和6年度単年度事業計画」が策定されている。今年度の取組を「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」の4項目に分類し、実施計画の月日を記載している。単年度事業計画は、職員に配付、回覧しており、保護者にも配付している。「子どもの思い」と「職員の思い」が保育所テーマ「わくわくのびのび笑顔いっぱい保育所」として掲げられている。今後、年度末の見直し時期において、到達度を示す記録や数値化に期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、前年度の反省や行事ごとの保護者アンケートを基に、年間の行事計画を立て、実施計画に反映させている。年度末に、事業計画の評価を行い年度初めに所長、副所長が中心となり、全職員で作成している。保育の利用者アンケートを参考に問題点・改善点を話し合い、事業計画の作成を行っている。今年度は、運動会を充実した内容にするために、時期の見直しを図った。これからも事業計画を職員が十分に理解し、計画達成のために努めることに期待したい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>保護者には「令和6年度単年度事業計画」を配付し、4月の保育参観で所長が説明し周知を図っている。保護者に事業計画の理解を促すために、クラスだよりや玄関掲示、富山市立保育所共通保護者向けアプリ等で活動内容を示している。月ごとの行事は、保育所だよりに知らせ、必要に応じ行事のお知らせとして配付している。保護者等の理解や参加を促す観点から、これからも丁寧に分かりやすく説明を行うことに期待したい。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>平成29年度に続き2度目の第三者評価受審であり、保育の質の向上に向けて取組んでいる。『富山市立保育所等保育のガイドラインチェックリスト』を年2回行い、保育の内容について自己評価し、改善に向けて話し合う機会を設けている。また、第三者評価の自己評価を全職員で行い、集約し評価が低い項目について話し合い、原因を探り改善に向けて取組んでいる。自園研修では「わくわく・のびのび笑顔いっぱいの保育所となるために」のテーマで子どもたちが安心してのびのび過ごせる保育を目指して研修を行っている。今後も組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が実施されるよう期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の保育内容の自己評価や『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を実施し、評価の低い項目については、クラスミーティングで話し合い、改善策を検討している。その後、全体でまとめ職員で課題の共通理解を図っている。今年度、小学校との交流が薄いという課題が明白になり、職員で改善策を話し合っている。事業計画、保育所だより等を小学校へ配付したり、オンラインで交流したりする等、改善に向けた実践に努めている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は、年度初めに職場会議で富山市の『教育・保育方針』や当保育所の保育方針を伝え周知を図っている。自らの役割分担について職務分担表に明記し、職員に伝えている。また、保育所だよりで苦情受付について所長としての役割を保護者に知らせている。災害時の緊急</p>		

<p>連絡網を整備し、所長が不在の時は副所長へ連絡をするよう周知をしている。副所長は、所長への連絡体制を整え対応している。所長として子どもや保護者、職員が安心・安全に過ごせる保育所、自分の思いを素直に表現できる保育所を目指している。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 富山市主催の所長会議等において遵守すべき法令について指導を受け『児童福祉法』『児童虐待防止法』『個人情報保護法』『虐待発生時の対応等に関するガイドライン』等について研修を受けている。職場会議等で公務員倫理の研修を行い『個人情報保護法』について学んだことを職員へ周知している。職務上、知り得た個人情報については、適正に取り扱うことを日頃から指導し、守秘義務の徹底を全職員に呼びかけている。児童憲章や児童の権利に関する条約は、職員がいつでも見られるようにしている。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 所長は、保育内容や方針、保育計画について職員に助言、指導を行っている。保育の質の現状について日頃から分析を行い、月1回3歳以上児会議や3歳未満児会議を実施し、保育の課題を把握し、改善に向けて話し合い保育の方向性を決めている。自園研修「のびのび・わくわく笑顔いっぱいの保育所となるために」のテーマで年間計画に沿い、積極的に研修を進めている。事務室のボードに付箋を使い、事前に職員が自分の意見を書き入れ、具体的に自園研修が進めることができるように工夫している。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 日々の保育体制を把握して、職員配置、勤務時間の変更を検討し、必要に応じて配置や勤務時間の変更を実施している。働き方改革を意識し、効率的な会議や自園研修の在り方について考え、付箋を使用し事前に意見を出したり、回覧で周知したりして会議を行い、時間を効率的に使うよう努めている。職員一人ひとりの事務内容は付箋とホワイトボードを利用して見える化することで、事務の進行具合を確認したり職員間で連携を取ったりしている。さらに職員の得意分野を生かし、その力を発揮できるようにすることで、事務の効率化、時間の短縮等に役立てている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 公営管理下にあり、富山市より在籍人数に応じ適切な人員配置及び人材育成と確保に努めて</p>		

<p>いる。正規職員の採用及び処遇改善については、富山市が策定した『第2期 富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、事業の見直しをしながら入所児童数を見据え、会計年度任用職員も含め採用計画を行っている。富山市は『富山市職員採用案内2024』として具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を作成し、近隣都道府県の保育士・幼稚園教諭養成校等に人材確保に向けた取組みを継続している。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 運営主体である富山市が人事管理のために導入している『人事異動調査』『業績評価』『自己申告書』を定期的に活用し、富山市担当課長や所長が中心となり職員の業務に対する面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性を確保する人事評価を組織的に実施している。また、職員は『富山市教育・保育方針』に明文化された『望ましい職員像』についても周知している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 年次休暇・特別休暇・超過勤務については、所長に申請し承認を得ている。月末に職員の年休取得や時間外労働時間を確認し把握している。定期的に職員との個人面談の機会を設け、心身の健康状態を把握し、必要があれば産業医による『こころの相談室』や、こども保育課職員による20代、30代の保育士の悩みを聞く『いつでもどこでもお悩み相談室』があること、ストレスチェックシートを活用し、必要に応じて相談できることを知らせている。富山市では、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』としてノー残業デーを奨励し、定時に帰宅を促している。職員の時間を調整し、休憩をとることができる体制づくりに努めている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 業績評価で半期ごとに目標を設定し、業務を遂行している。達成度を評価し、所長と懇談している。目標の設定については、一人ひとりの考え方や保育に向き合う姿勢等を聞き、必要に応じ助言を行っている。令和6年度後期分から所長、令和7年前期分から保育所・認定こども園職員の業績評価の目標が変更になり「公務員倫理や法令を遵守する」は必須事項となる。その他に「子どもの最善の利益を保証した保育を提供する」「職場内での連絡体制を密にし、円滑なコミュニケーション、連携の強化を図る」「危機管理体制の確立に努める」「時間、スケジュール管理をする」「他の職員と協力して業務を遂行する」「果たすべき職務を遂行する」「業務に必要な知識及び技術の習得に努める」等があり、その中から3～5の目標を設定し、行動計画を立てている。職員一人ひとりが設定した目標については、所長との面談の中で達成度を確認し、成果を認めている。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は保育関連分野において分類された、教育・保育に関する研修計画の基本方針を作成しており『望まれる職員像』も明記されている。「令和6年度上条保育所単年度事業計画」に研修による人材育成が明記され、富山市担当課の『令和6年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修に参加している。富山市保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』で、保育実践に必要とする知識・技能等を考慮した研修計画の作成・実施が行われている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は各職員の5年間の研修履歴が把握できる『富山市保育所職員研修受講履歴表』を作成している。保育所ではそれらの情報を基に、年齢、経験、担当、希望等を踏まえ年間計画を作成している。新任、主査、主任、副所長、所長等職務・経験に応じた研修に参加している。外部研修の要覧の回覧で参加希望者を確認し、希望する研修に参加できるように職員体制を整え配慮している。富山市担当課が実施する研修の受講後、受講履歴書に記載し年度末や年度初めに提出し所長が把握している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>富山市作成の『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』に基づき「実習生受け入れマニュアル」を作成し、実習担当の副所長が窓口となり対応している。各学校の目的に応じた実習や体験学習の実習プログラムを整備し、学校と連携しながら進めている。実習担当の副所長が、実習生と事前にオリエンテーションを行い、実習生を受け入れる担当者（保育士）とも十分に打ち合わせや話し合いを重ね、充実した実習になるように努めている。副所長は、富山市担当課主催の指導者に対する研修資料を基に学び、役割を果たすように努めている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は、ホームページを活用し『育さぼとやま』の中で、保育所情報や第三者評価受審状況を子育て情報と併せて掲載している。第三者評価結果は、富山県社会福祉協議会のホームページで公表されることを知らせている。富山市は子育て事業に関する予算及び決算等、財</p>		

<p>務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者に「保育所だより」で第三者評価受審を知らせており、結果については保育所でも公表の予定である。地域に向けては、保育所の理念、基本方針やビジョン等について地区の「児童健全育成会」で所長が伝えている。子どもたちの活動内容は、地区センターに掲示したり地区の広報に載せたりして知らせている。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント> 保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当されている。それらの扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら収支計画を作成、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理が行われている。監査については富山市監査委員事務局より定期的実施され、その結果を受け、指摘事項に基づき改善に努めている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント> 地域との連携及び交流について「令和6年度 全体的な計画」「令和6年度 中長期事業計画」「令和6年度 単年度事業計画」の中に明記している。「上条保育所地域連携図」を作成し、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。親子で参加できるイベントや実施事業は、チラシを設置し情報提供に努めている。保護者には、子どもの交流の様子を富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信したり「ミニ便り」を玄関に掲示したりし、いつでも見ることができるようにしている。地域の公民館が発行している『りぽーと 上条』に子どもたちの交流の様子を載せて、地域に発信しており、保育所や子どもへの理解を得よう努めている。花壇づくりやさつまいも苗植えと芋ほり、長寿会との交流、地域の文化祭やふるさとふれあい祭りと、地域の施設や団体との交流等、地域における社会資源を利用し、子どもの社会体験の場を広げている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント> 富山市担当課作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢が明記されている。シニア保育サポーター事業については『富山市シニア保育サポーター事業実施要項』に基づき受け入れている。キャリア教育事業として副所長が中学校で「働く人に学ぶ」と題して保育士の魅力について話をする等、知識と専門性を有する地域の社会資源としての役割を果たしている。今後は、トラブルや事故に対応するための「対応手順マニュアル」の作成が望ましい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どものより良い保育を提供するために必要な、地域の関係機関や団体との「上条保育所地域連携図」を作成し、連携を図っている。配慮が必要な子どもについて、個々の子どもの状況に合わせて、各専門機関の受診や巡回指導を受け、保護者のニーズや子どもの状況に応じた関わり方について助言や指導を受けている。得た情報はクラスミーティングで報告したり資料を回覧したりし、職員間で情報を共有している。要保護児童については、地域の保健福祉センターや受診先の病院と連携し、定期的な会議を通して情報提供が行える体制が整備されている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は地域の自治振興会、地域のふるさとづくり推進協議会、社会福祉協議会、保健衛生連合会、公民館連絡協議会、防犯連絡協議会、交通安全協会、長寿会連合会等の役員が一堂に会する会議に参加し、各団体の議題に沿った話を聞く機会がある。その参加者に「保育所に関するアンケート」をとり、地域からみた保育所や保育所に求められていることを把握するための取組を始めている。また、今年度から年度末にシニア保育サポーター登録者と子どもとの交流会を行い、意見を聞く機会を計画している。今後も、地域のイベントや保育所行事等、地域住民と触れ合う機会を通して、コミュニケーションを図りながら、保育所に求められている具体的な福祉ニーズ等を積極的に把握する取組に期待したい。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域から依頼のあるイベント（文化祭に作品の展示、長寿会との交流、ふるさとふれあい祭りで遊戯や鼓隊の披露等）に積極的に参加し、地域コミュニティの活性化に貢献している。スマイル保育事業（富山市障害児等通所指導事業）の利用者が無いことから、地域に向けて案内書を配布する等、情報発信をすることが望ましい。また、今年度から保育所の親子サークルが廃止になり未就園児親子の育児に関する相談に応じることができなくなった。今後、保育所がもつ専門的な知識や技術を、地域に還元する取組を積極的に行うことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」の中に「子どもの人格を尊重した保育」を実施することを明記している。『人権擁護のためのチェックリスト』『全国保育士会倫理綱領』『児童憲章』を職場会議で読み合わせたりチェック表をつけたりし、子どもの人権を尊重することを確認している。セルフチェックは年2回行い、集計、検討、課題を数値化しまとめている。課題について、各クラスミーティング（3歳以上児組、2歳児組、0・1歳児組）や園内研修で共通理解を深めている。性差などについても、固定的な見方をせず、個性として柔軟に捉えるよう配慮している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育の場面ごとのマニュアルに、子どものプライバシーの保護に関する配慮事項を随時追記しながら保育が行われている。着替えやおむつ交換を行う際は、カーテンやパーテーションを利用し、プライバシーに配慮している。2歳～5歳の使用するトイレは廊下側から見える建て方になっており、プライバシー保護の観点から扉をつける等見えない工夫が望ましい。今年度は園内研修で子ども一人ひとりの活動や思いを保障するための環境について見直しを進めている。建物の構造上、2、3、4、5歳児が同じ空間の中で生活せざるを得ない現状となっており、子どもにとってこちよい環境の提供が難しい。そのため、子どもが1人で落ち着きたいときは遊戯室を利用したり、他の子どもの姿に気を取られないで活動に集中できるように壁側にコーナーを作ったりと工夫している。今後、施設・設備の限界はあるが、可能な限り子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを尊重した保育の提供に向けた取組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」等を分かりやすく掲示している。「保育所運営規定」や「重要事項説明書」、富山市作成の『富山市子育て支援ガイドブック』を玄関に設置したり、富山市のホームページや富山市子育て支援サイト『育さぽとやま』で情報を公開したりしている。保育所のパンフレットや『富山市子育て支援ガイドブック』は地区センターに設置されている。見学の希望者には、保育所作成の「見学マニュアル」に基づいてパンフレットを渡し、保育理念や方針、保育内容や地域の特性等を説明している。利用者に関する「見学申し込み」や利用状況が記録されている。パンフレットや富山市のホームページの保育所</p>		

情報については年度末に見直しをしている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市担当課で決定した認定内容を保護者に丁寧に知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子をもとに分かりやすく説明したり、記入例をつけたりして知らせている。外国にルーツを持つ保護者には、指差しテンプレートや翻訳アプリを利用して説明している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>転所や就学の際は、転所先や小学校に必要な書類（同意書・生活管理指導票・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり、必要な伝達事項があれば電話などで伝えたりし、保育の継続性に配慮している。今年度から、保育所利用終了後も所長や副所長が窓口となり、いつでも相談を受け付けていることを明記した文書を配付し、修了式当日に口頭でも伝える予定にしている。今後、必要に応じて、行政や関係機関等と連携が十分に図ることが出来るような体制の構築に向けての取組にも期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちとその日の活動を振り返り、何が楽しかったか、どうしたかったか話し合う場を設けたり、遊戯室や保育室等に、子どもたちが希望する遊びを自由に書き込める用紙を掲示したりすることで、子どもの満足感の上昇を目指している。保護者には行事後のアンケートや連絡帳、個別懇談会等で意見を聞いており、保護者の満足度を把握するよう努めている。保育所運営に関するアンケートは年2回実施し、意見をまとめて改善点等を職場会議で検討し、結果と対応を保護者に公開している。所長は保護者会役員会に出席し、情報を共有、協力体制を築きながら、保護者や子どもに満足してもらえるよう保育の質の上昇に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>保育所で「苦情対応マニュアル」を作成している。保護者には苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長であることや、保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員に諮る等の体制を明確にしたものを玄関に掲示し、意見箱と意見用紙を設置している。保護者からの苦情や要望に対して、保護者の思いを受け止め、速やかに全職員に周知し情報共有を図りながら、具体的な対応策を保護者に伝えている。苦情や意見・要望は、苦情受付書の様式を使用し主訴、検討内容、保護者への対応等が記載されている。子ども個人に関する要望は、保育経過記録にも記載され保育の質の上昇につながっている。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>保育所で作成した「個別相談のお知らせ」を配付したり「保育所だより」に“保育所へのご意見・ご要望は所長、副所長が受け付けます。お気軽にご相談ください。”という一文を載せたりし、保護者に周知を図るよう努めている。玄関に意見箱と「個別相談申し込み票」を設置し、希望日時、相談相手、相談内容、相談場所が自由に選べるようになっている。今後は、苦情受付に関する保育所だよりへの記載の検討や、意見箱と意見用紙の設置場所を工夫し、より相談や意見が述べやすい環境の整備に期待したい。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>日頃から保護者とのコミュニケーションを図り、親しみやすく話しやすい雰囲気をつくるよう配慮している。保護者からの意見や相談は、所長や副所長に報告、職場会議やクラスミーティングで改善に向けて検討、結果を速やかに保護者へ報告するという仕組みが整っている。保護者への対応や報告の手順については「マニュアル」を作成している。「相談記録」には相談内容や対応経緯が記載されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、保育所独自の「緊急時対応マニュアル」を作成し、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり危機予防対策を行っている。マニュアルと一緒に「緊急時連絡体制」も、職員が見やすい場所に保管し、緊急時に対応できるようにしている。様々な事故発生に対応するフローチャートも作成している。保育所内外のヒヤリハットマップを作成し、子どもたちと危険な所について話し合い、マップに書き込んだり、全職員でヒヤリハット事例を基に発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討したりしながら、安全確保・事故防止に向けて取組んでいる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>『保育所における感染症ガイドライン』『保健のしおり』等に基づき、感染症の症状別対応マニュアルを作成している。感染症別のフローチャートも作成し、定期的に嘔吐処理セットの確認や嘔吐処理方法の訓練等を行い、全職員が適切な対応ができるようにしている。保健衛生・安全対策研修に参加し、知り得た情報を職場会議で共有している。玄関に感染症ボードを設置し、保育所内の感染状況や、富山県感染症情報センターからの情報を掲示し、保護者への情報提供が適切に行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p>		

災害別に「災害時におけるマニュアル」や「緊急時の連絡行動マニュアル表」、職員の役割分担を明確にした「災害時における避難体制」を作成している。消防署員の指導の下、年2回自衛消防訓練、年1回通報訓練、地域の消防団の方から話を聞く防火教室を年1回実施している。水害や津波を想定した訓練については、地区センター等地域の方の力を借りて訓練を行う予定にしている。食料や備品類の備蓄リスト「非常食・備品チェック表」を作成し、副所長が定期的に入れ替えている。また、保育室や事務室に「非常持ち出し用リュック表」を作成し準備している。年1回の子ども引き渡し訓練は、子ども名、引き渡し日時、引き渡した人の名前を明記しているが、引き渡した人の続柄の確認ができるようにすることが望ましい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市保育のガイドライン』に基づき、「標準的な保育マニュアル」を作成し、全職員で共通理解を図りながら保育実践に活用している。「全体的な計画」に基づき、年齢別・異年齢・個別の指導計画を『保育所保育指針』に沿って立案するが、子どもの興味や関心、発達等により、ねらいや活動内容、環境構成等を考慮して作成しており、画一的ではない。標準的な実施方法で指導計画が実施されているか、所長や副所長が確認している。着替えや身体測定のマニュアルの配慮事項に、子どものプライバシーを守ることを追記している。今後も、生活や保育の様々な場面で必要な手順・マニュアル等を職員間で話し合い、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関する配慮事項を追記しながら、さらに充実した内容にしていくことを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>月1回の各クラスミーティングで計画的に指導計画を振り返り、検討や見直しを行っている。各月の評価・反省は次月への保育計画に反映されている。職員間で出た意見や、年2回実施する保護者アンケートの声は「全体的な計画」や保育内容に反映されている。標準的な保育の実施方法について、園内研修で「保育の標準的なマニュアルを見直し、職員間で共通理解を図る」として、職場会議で検討し見直しを進めている。今後も、標準的な実施方法全般について、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に行っていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を作成している。指導計画は</p>		

担当保育士が、年度初めに保護者の保育実施上のニーズを確認し、年度途中には個人懇談会や連絡帳等からニーズを把握しながら作成している。児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や保育経過記録、個別に配慮が必要な子どものための個別支援計画には、適切な保育が実施できるよう、保護者の意向や関係機関からの情報が記載されている。実施した保育の振り返りや評価、状況の把握や分析は、各クラスミーティングや職場会議を通して行い、所長や副所長が確認する体制が確立されている。今後は、前期と後期の2回、保護者の意向把握と共に、子どもの育ちを保護者に返し、同意を得ながら、よりアセスメントにもとづいた適切な指導の作成につながることを期待したい。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ ③ ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>
 全ての年間計画は年度末、年齢別月間・週間指導計画は月末、異年齢児指導計画は月末に（1カ月から2カ月に1回）、個別支援計画は3カ月に1回、児童票の保育経過記録は年度末、発達記録（発達のめやすチェック表）は6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載、3～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は1年に1回チェックしながら評価・見直しを行い、記録するとともに次の計画に生かしている。評価・見直しは、各クラスミーティングや職場会議等で全職員参加の下行われている。今後も、保育の質の向上に向けて、PDCAサイクルを継続して実施していく事を期待したい。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ ③ ・c
----	--	----------------

<コメント>
 子ども一人ひとりの保育の実施状況について、児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や発達経過記録、個別支援計画に適切に記載されている。書き方については、富山市担当課作成の『記載のポイント』を参考に記載されており、所長や副所長が確認し、必要に応じて個別に指導している。子どもに関する保育に必要な情報は、各クラスミーティングや職場会議等で全職員が情報共有出来るような仕組みが整っている。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ ③ ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>
 『個人情報保護法』及び『富山市情報セキュリティポリシー』に基づき、子どもの記録管理、電子データ等の取り扱いに十分留意し管理している。個人情報が記載された書類や子どもに関する記録は、事務所内の鍵付き棚に保管・保存期間等の規定に従って管理している。閲覧や記録の際には、所長や副所長の承諾を得て「児童票持ち出し記録」に記載し、事務所内で行い、事務所外へ持ち出すことの無いよう徹底している。「プライバシーの尊重マニュアル」を作成し、業務上知り得た個人情報は、漏洩しないよう指導を徹底している。保護者には、個人情報保護について記載してある「重要事項説明書」を基に、個人情報の取り扱いについて説明し「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、児童憲章、児童の権利に関する条例、児童福祉法に基づき、職場会議で保育指針を基に、保育所の理念や保育の方針、目標について話し合って、地域の特性や保護者の意向等を鑑み作成している。作成には、各年齢担当者、所長、副所長が参画し、昨年度の評価・反省等を踏まえて年度途中、年度末に見直しを行い次年度につなげている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設内や園庭の環境について、月2回点検項目に従い安全点検をしている。富山市の「保育施設の衛生管理一覧表」に基づき、用具等の衛生管理や遊具の安全確認（素材、配置、破損の有無、消毒等）を行っている。エアコンや空気清浄機を活用し、各保育室で温度・湿度を記録して、健康的に過ごせるようにしている。3・4・5歳児は異年齢、2歳児は単独での保育となるが、当保育所は2歳児～5歳児の生活空間がワンフロアで構成されている。子どもの生活動線を考え、子どもがこちよく過ごせるようにパーテーションを使って落ち着ける空間を作り、休憩できる場所を確保する等、環境の工夫や見直しを行っているが、2歳児と3歳以上児との生活時間帯のずれや、年齢別活動における場所設定などの課題もみられる。職員間の話し合いと工夫はみられるが、子ども一人ひとりの発達過程を踏まえたこちよい空間となるよう、今後の整備に期待したい。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者と積極的にコミュニケーションをとり、会議や記録を通して職員間で共通理解を図り、一人ひとりの子どもの姿や家庭環境を把握している。子どもの気持ちを表情や仕草等から汲み取り、気持ちを代弁する等、安心して自分を表現できるよう配慮している。また、保育士の思いを押し付けず、子どもの気持ちに寄り添う受容的な関わりを心がけ『人権擁護のためのセルフチェックリスト』で自分の保育を振り返り、職員全員で人権擁護について共通の意識をもって保育をしている。中には、外国からの移住者もおり、日本語理解が難しい親子には翻訳アプリなどを使い対応をしている。これからも安心して楽しく生活していけるような工夫も期待される。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に応じた援助を基本に、子どもの意欲や行動において、タイミング</p>		

<p>よく認めることを中心とした言葉かけを心がけ、やる気を引き出すよう関わっている。3歳以上児では、所持品の始末や食後の片づけなど、自分で行えるような手順表を作成し、視覚でも分かるよう提示している。一人ひとりの生活リズムや健康状態を把握し、活動のバランスを考慮している。また、子ども自ら水分補給できるようお茶・コップが用意され、いつでも休息できる環境づくりを行っている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ b ・c
<p><コメント> 縄跳びや鉄棒など、色々な体操やゲーム遊びを行い、体を積極的に動かして遊ぶ時間を確保している。気温の高い日には、早めに戸外へ出て遊ぶ時間を確保し、出られない時には、遊戯室の使用時間を決めるなど職員間で連携を図っている。ごっこ遊びでは、話し合っ必要なものを製作し、役割分担しながら行っている。遊びの中の順番やルールなどを伝え、「かして」「どうぞ」などのやり取りを通して、友だちの気持ちにも気づけるように具体的な言葉かけで関わっている。花の苗植えやサツマイモの苗植え、サツマイモ堀りをシニア保育サポーターと一緒にいき、地域の方との触れ合いを大切にしている。子どもが遊び込める環境を目指して、子どもたち自ら考え、気づけるよう声をかけ、興味や関心がある活動が多くできるよう職員で話し合い取組んでいる。今後は、子どもが一人でじっくり活動に取組める環境の確保への工夫も期待したい。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント> 0・1歳児合同のクラスとなっているが、1歳児の活動場所が仕切られている。0歳児は部屋の一角に身体を休める場所を確保してあり、個々の生活リズムや発達段階に合わせ安心・安全に過ごせるようにしている。職員同士で連携を図り家庭的な雰囲気大切に、スキンシップや温かい言葉かけ等応答的な関わりで保育をしている。また、特定の保育士が一对一で保育するよう心がけている。口頭や連絡帳で保護者との連絡を密にし、ともに成長を喜び合える関係づくりをしている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント> 1歳児は、0歳児と合同クラスとなっており、子どもが興味・関心の持てるものを見つけて自発的に遊ぶことができるよう、遊具の入れ替えや手作りおもちゃ等の環境構成を工夫している。子ども同士の関わりでは、気持ちを代弁したり共感したりして仲立ちしている。また、子どもの「自分でしたい」という意欲を大切に温かく見守り、満足感や達成感が味わえるよう関わっている。子どもの様子は、送迎時や連絡帳を活用し保護者に伝えている。2歳児コーナーが3歳以上児と同じフロアの一角に設置されており、様々な子どもとの関わりができるが、基本的習慣等一人ひとりの子どもの状態に合わせ、落ち着いた雰囲気の中で活動できるような環境設定が望まれる。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>部屋の一角に2歳児の生活スペースがあり、3・4・5歳の異年齢児と共に生活している。3～5人の異年齢のグループで、ブロック、カードあそび、制作あそびなど、それぞれが好きな遊びを選択し、遊び込んでいる。子どもの興味に合わせ、じっくり遊び込めるような環境づくりを考え、ごっこ遊びでは、友だちとのやり取りを楽しみながら遊びを展開できるよう関わっている。子どもたちの思いやりしたい事をまとめたものを基に、意見を大切にしてい思いを形にできるよう計画を立てている。年齢別と異年齢の指導計画を作成し、毎月、3歳以上児会議を行い計画に基づいて保育を実施している。保育所での活動の様子は、富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信したり玄関掲示したりして知らせている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画を作成し、自己を十分に発揮できるような環境構成や関わりの工夫、見通しをもった保育を心がけ、自主性を尊重しながら発達を援助している。専門機関の巡回指導を利用して、保育士の子どもへの関わり等について助言を受け保育している。保護者には、保育所の取組などを実際に見てもらい、必要に応じて懇談の機会を持つなど連絡を密にして共通理解を図っている。自分の思いやりしたいことがうまく表現できず、相手に伝わらない等のトラブルが発生することもあるが、これからも、より子どもの気持ちに寄り添うことができる見守りに期待したい。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>7:30～8:30、16:30～18:00の時間帯は3歳未満児も3歳以上児も同じ部屋で過ごすため、部屋を仕切って使う等、家庭的でゆっくり過ごせるような活動内容に配慮している。安心して意欲的に活動できるよう、一日の生活の流れを見通した活動計画を作成し、子どもの興味に合わせた遊具の提供を工夫している。子どもが自由に水分補給できるようにお茶を用意したり、誤飲したりしないよう安全面に配慮した環境を心がけている。保護者との連絡は「出欠・安全状況チェックリスト」を活用し、職員間で引継ぎを行っている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p> <p>小学校との連携（接続）については「全体的な計画」「令和6年度単年度事業計画」に記載し取組んでいる。「きときと一年生」の冊子を保護者に配付し「はやね はやおき あさごはん」の記録を活用して、家庭での生活習慣の見直しを行うなど、就学に向けた取組を行っている。小学校へは年間行事を知らせたり、就学に向けて子どもの様子を伝えたりして情報交換を行い接続を図っている。「保育所児童保育要録」は担任が中心となって作成し、所長・副所長が確認している。小学校とは、コロナ禍でオンラインでの繋がりはあったものの、直接交流の</p>		

機会が減っており、就学に向けての期待や見通しを持った接続が難しく、今後の取組への工夫が期待される。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『富山市保健指導計画』に基づき「保健計画」を作成し「保健のしおり」や「保育所における感染症対策ガイドライン」を基本に取組んでいる。朝のミーティング時に子どもの健康状態について職員に周知し、体調の変化は「健康状態経過観察記録票」に記入し、こまめに体調を確認して保護者に伝える等、早期発見・早期治療につなげている。けがの場合は「けがの報告ノート」に記載し、状況を共有している。予防接種歴や罹患歴は、年に2回保護者確認を行っている。未接種の場合は、定期予防接種スケジュール表を基に保護者に伝えている。感染症の発生時には、玄関提示や富山市立保育所共通保護者向けアプリで注意喚起している。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を職員に周知し活用している。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科健診については、入所説明会時や個別懇談会、健診前に、健康面に関する心配事や医師に聞きたいこと等を確認している。また、健診結果は連絡帳を通して保護者に伝え、児童票にも記録している。虫歯予防や感染症予防については、絵本や紙芝居などを用い、衛生指導を行っている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『富山市立保育所・認定こども園における食物アレルギー対応の手引き』を基に、保護者と面談を行い「食物アレルギー対応プラン」を作成し対応している。アレルギー対応食は、前日までに所長と調理員で、当日のミーティングで全職員で確認するとともに4段階で声出しチェックを行っている。乳・クルミ・卵のアレルギーをもつ子どもがおり、生活管理指導票の記載に基づき、代替食や除去食で提供している。食事の提供は別テーブルで行い、机拭き、おしぼりは使い捨てを使い、食器やトレーの色分け、食札の使用など、他児と区別ができるよう工夫している。同じ部屋で生活している子どもたちや保護者には、給食参観時にアレルギー対応を行っていることを伝えている。「アレルギー児対応マニュアル」は全職員で確認し、研修報告などは職場会議で共有している。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『給食指導計画』に基づき「食育計画」を立て、食事のマナーやペース配分、楽しくなるような雰囲気づくりに配慮し、食育を進めている。発達に応じた形態で食事が提供で</p>		

<p>きるよう、家庭での様子を聞いて調理員に伝えている。送迎時や個別懇談会で保育所や家庭での食事の様子を伝え合い、食への興味を育てるようにしている。また、食育ボードを活用し、3色の食品群の食材に興味・関心がもてるように取組んでいる。4・5歳児はバイキング形式で、苦手なものや体調に合わせて量の加減をしている。保護者には、給食参加で一緒に食事をし、どんな食育をしているのか知らせている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ ⑬ ・c
<p>＜コメント＞ 保護者との連絡を密にし、子どもの好き嫌いや食べられる量を把握し、食材の固さや大きさを考慮し作っている。苦手なものは量を減らす等、食べることができるという実感が味わえるように配慮している。調理員が定期的に子どもたちの食べている様子を見たり、喫食調査を行ったりすることで、残食の多かったメニューについて理由や改善点を検討し、献立・調理に生かしている。「日本の味めぐり」を食育のテーマとして、献立にまつわる話やゲーム、手遊びなどで地方の名産に興味を持てるようにしている。子どもたちが畑で育てた野菜で調理するなど、季節感が味わえるように旬の食材を取り入れて献立が作られている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p>＜コメント＞ 活動の様子を写真に撮り玄関掲示し、保護者に保育所での活動に興味を持ってもらえるようにしている。保護者会総会や保育参観等で、保育の中で大切にしていることや保育目標を伝えている。また、玄関掲示で保育士の意図を含め「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や「3つの柱」を図で表し、活動内容や子どもの姿をわかりやすく伝えている。送迎時や連絡帳を通して日々の子どもの成長を伝え、育ちを共有している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p>＜コメント＞ 保護者には明るく温かい雰囲気ですぐに接し、信頼関係が築けるように努めている。いつでも安心して相談ができるように個別相談の案内を配付している。担任が相談を受け対応が難しい場合には、所長・副所長も一緒に対応し、内容によっては富山市担当課や専門機関へ相談を行うなど、適切な対応ができる体制が整っている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ ⑬ ・c
<p>＜コメント＞ 『富山市児童虐待防止マニュアル』に基づき、職員間で周知を図り、早期発見・早期対応に努めている。保護者に子育ての悩みや不安を聞くなど、積極的にコミュニケーションを図つ</p>		

ている。気になる家庭については、職員間で情報を共有し、健康観察や身体測定等で子どもの心身状態を丁寧に確認するなど、注意して観察し対応している。兆候が見られた時には、所長に報告、相談し、必要に応じて保健福祉センターや富山市こども健康課と連携を図り情報共有している。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『業績評価票』に基づき各自が目標を定め、所長との面談で評価を行い達成度の確認をしている。『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』や『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を使用し、年2回の自己評価を行い、改善につなげている。毎月、指導計画を作成し、月末の反省や課題を次月の保育に生かしている。年齢別や異年齢の指導計画は、3歳以上児会議や3歳未満児会議で保育の振り返りを行い、話し合ったことを記録し、職員間で情報共有している。</p>		